

## 公 示

「災害時における海岸災害応急復旧業務に関する協定（一般土木）」について

標記について、協定締結に参加希望される方は下記により申請書類を提出して下さい。

令和6年1月31日

国土交通省 関東地方整備局  
京浜河川事務所長  
嶋崎 昭寛

### 記

#### 1. 協定の目的

京浜河川事務所が管理する施設において発生した災害の応急復旧に関し、これに必要な建設機械、資材及び労力等について京浜河川事務所と災害協定会社の双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とします。

#### 2. 協定内容

- (1) 協定書（案） 別冊のとおり
- (2) 協定区間 別紙－1 西湘海岸直轄工事区域 約13km
- (3) 本協定で想定している応急復旧に関する作業は、土木関係の応急復旧等を想定しています。

#### 3. 申請者の条件

次に掲げる条件を全て満足する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）令和5・6年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち一般土木工事C等級以上又は維持修繕工事に認定されている者であること。  
（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）。

- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 東京都又は神奈川県内において、建設業法に基づく本社・本店又は支店・営業所を有すること。
- (5) 京浜河川事務所等が対策訓練又は講習会を開催する場合は参加できること。
- (6) 災害協定に基づき施工業者等と請負契約を取り交わす時点において、施工業者等が法定外労働災害補償制度に加入していること。また、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。

なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式があるが、いずれの方式でも良い。

ただし、当該災害協定を締結する時点においては、施工業者等が法定外労働災害補償制度に加入していることを条件としない。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

#### 4. 協定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

#### 5. 申請書類の提出

- (1) 本協定締結申請者は、3.に掲げる資格要件を有することを証明するために、次に従い申請書を提出し、京浜河川事務所長から申請資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者並びに申請資格がないと認められた者は、本協定に参加することができない。
- (2) 受付場所及び問い合わせ先  
〒230-0051 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1  
国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所 防災情報課  
TEL 045-503-4018（直通）  
FAX 045-503-4019  
メールアドレス hayashi-m8315@mlit.go.jp  
担当：防災情報課長 宮澤 敦史
- (3) 提出物及び部数  
提出物 申請書（土木様式-1（海岸））  
調査票（土木様式-2（海岸））  
提出部数 1部（A4サイズ）  
※持参、郵送の場合は書面又はDVDで、データ形式はPDF形式とすること。メール提出のデータ形式もPDF形式とする。。

(4) 申請書類の交付方法

1) 交付期間

令和6年1月31日(水)から令和6年2月28日(水)までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日9時15分から18時00分までとする。

2) 交付方法

国土交通省京浜河川事務所公式ホームページよりダウンロードすること。

URL <http://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/>

(5) 申請書類の提出

申請書類は次に従い提出するものとする。

1) 提出方法

書面を持参、郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)、FAX 又は電子メールにより提出すること。

郵送等で提出する場合は、封筒の表に業者名・協定名の郵送である旨の記載をすること。

FAX 及び電子メールにて提出する場合は、必ず電話にて到着確認を行うこと。

2) 提出場所

上記(2)に同じ。

3) 受付期間

令和6年1月31日(水)から令和6年2月28日(水)までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日9時15分から18時00分までとする。

(6) 企業の業務実績として記載する業務のTECRIS(登録されていない場合は契約書(業務名、契約金額、工期、発注者、受注者の確認できる部分))の写しを提出するものとする。

ただし、TECRIS等での記載内容で同種の業務の実績が不明な場合については、特記仕様書等を必ず添付すること。

(7) その他

1) 申請書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

2) 京浜河川事務所長は、提出された申請書を、申請資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

3) 提出された申請書は、返却しない。

4) 提出期限以降における申請書の差し替え及び再提出は認めない。

5) 申請書類に関する質問がある場合においては、次に従うものとする。(様式は自由とする。)

①提出方法

上記(5)1)と同じ。

②受領期間

令和6年1月31日(水)から令和6年2月9日(金)までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日9時15分から18時00分までとする。

③提出場所

上記(2)に同じ。

6) 複数の区分に申請を行いたい場合は、その区分毎に申請書を作成し提出すること。

## 6. 審査基準

(1) 下記における評価項目についてそれぞれ評価を行う。

評価項目	審査基準	欠格要件
1. 災害協定に基づく出動要請を行った場合に出動できる建設機械等の台数 (土木様式-2 (海岸))	水上での施工が可能な下記の建設機械の保有の有無 ①消波ブロックの設置、撤去または再構築(回収含む)に資する重機 (例 クレーン付台船、起重機船等・・・) (上記の保有については、リース・協力会社を含むものとする。※)	建設機械を保有していない場合
2. 災害協定に基づく出動要請を行った場合の技術者の可否 (土木様式-2 (海岸))	下記資格等を1つ以上有している技術者の有無 ・技術士(建設部門、農業部門(選択科目を「農業農林工学」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、総合技術監理部門(選択科目を「建設」、「農業-農業農林工学」又は「森林-森林土木」とするものに限る)) ・1級又は2級土木施工管理技士 ・1級又は2級建設機械施工管理技士	資格等の保有者を確保できない場合
3. 災害協定に基づく出動要請を行った場合の作業員の可否 (土木様式-2 (海岸))	作業員の有無 (協力会社含む※)	作業員を確保できない場合
4. 工事の施工実績 (土木様式-2 (海岸))	平成20年4月1日以降完成・引き渡し完了している元請けとしての海岸工事	施工実績が無い場合
5. 過去3年間の工事成績評定点の平均点	関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注工事の令和2年4月1日から令和5年3月31日までに完成した工事の工事成績評定点の平均点	平均点が60点未満の場合

※建設機械の保有に関して、自社保有であることを証する書面の写し、又は協力会社・協定会社又はリース会社（以下「協力会社等」という）との協定・契約等の写しを添付して下さい。

※協定に基づく派遣依頼を行った場合に派遣できる作業員の人数は、協力会社等の数量を含めてもかまいません。

※作業員の配備に関して、自社社員であることを証する書面の写し、又は協力会社等との協定、契約等の写しを添付してください。

※技術者が保有する資格については、該当する資格の写しを添付して下さい。

## 7. 選定結果の通知

提出された申請書類を審査の上、「災害時における海岸災害応急復旧業務に関する協定（一般土木）」（以下「災害協定（一般土木）」という。）の選定結果を申請者へ書面にて通知するとともに、京浜河川事務所の掲示板に掲示する。

なお、通知は令和6年3月11日（月）を予定している。

## 8. 締結できない者に対する理由の説明

災害協定を締結できないと通知された申請者は、京浜河川事務所長に対して締結できない理由について、以下に従い書面（自由様式）により説明を求めることができる。

なお、提出方法は5.（5）.1）と同じとする。

### （1）提出期限

令和6年3月11日（月）から令和6年3月18日（月）までの9時15分から18時00分までとする。

### （2）提出場所

5.（2）の提出先と同じ。

### （3）回答期限及び方法

令和6年3月26日（火）までに書面により回答する。

## 9. その他

（1）災害協定締結後、所定の書式により緊急時・平常時の連絡先及び建設機械、技術者・作業員数の保有等の状況調査を行います。

調査内容、時期は以下のとおりです。

### ① 調査内容

- ・緊急時、平常時の担当者連絡先、担当者の氏名、所属部署、役職、会社の直通電話、会社で使用している電子メールアドレス、保有している携帯電話の番号及びメールアドレス
- ・技術者・作業員の人数及び建設機械等の台数、出勤可能な技術者の人数及び作業員の人数、建設機械・他機関との協定状況  
他機関と災害時における協定又は契約の締結状況

### ② 調査時期

・初回は8月期、以降、毎年4月期に依頼します。

③提出先

5. (2)の受付場所と同じ。

④提出方法

電子メール、郵送、又は持参によるものとします。

(2) 令和2年度以降の関東地方整備局における一般土木工事C等級以上又は維持修繕工事に係る一般競争(指名競争)入札参加資格の認定を受けられない場合は、以後協定は無効となります。

(2) 本公示文、協定書(案)、協定区間、申請書及び調査票については、当事務所のホームページ及び下記に示す当事務所及び出張所の掲示板にて、閲覧が可能です。

◆掲示場所、期間及び時間

【掲示場所】

- ・ 京浜河川事務所 1階掲示板
- ・ 田園調布出張所 (東京都大田区田園調布本町31-1)
- ・ 多摩出張所 (東京都稲城市大丸3117-1)
- ・ 多摩川上流出張所 (東京都福生市南田園3-64-2)
- ・ 新横浜出張所 (神奈川県横浜市港北区小机町2081)
- ・ 相模出張所 (神奈川県平塚市中堂246-2)

【掲示期間及び時間】

令和6年1月31日(月)～令和6年2月28日(月)  
9:30～17:00までの間(土曜日、休祭日は除く)

以 上

# 西湘海岸災害応急復旧協定区間



土木様式－1（海岸）

（用紙はA4とする）

## 協定参加申請書

令和6年 月 日

国土交通省 関東地方整備局  
京浜河川事務所長 宛て

住 所：

代 表 者：

印

「災害時における海岸災害応急復旧業務に関する協定（一般土木）」に参加したく、申請いたします。

担 当 者：

部 署：

電話番号：

内線



海岸災害応急復旧業務に関する調査票（１）

会社名：

1. 建設機械保有台数

令和6年 月 日現在

項目	規格	単位	数量			保有先住所・社名 (例：横浜市鶴見区鶴見中央2丁目)	備考
			自社	協力会社	リース		
記載例 起重機船	( ) t	台					
	( ) t	台					
	( ) t	台					
〇〇〇	( ) t	台					
	( ) t	台					
	( ) t	台					
	( )	台					
	( )	台					
	( )	台					
	( )	台					
	( )	台					
	( )	台					

注)・保有先が複数ある場合には、保有先別に数量を記載してください。

- ・なお、協力会社が保有している場合は、保有先住所に社名等を記載してください。
- ・自社保有であることを証する書面の写し、又は協力会社・リース会社との協定・契約等があれば、その写しを添付してください。

## 2. 災害時における配置可能最大人員数

項目	所有資格		所有資格者数のうち、配置できる人員数	備考
	技術士（部門）	人		
自社 技術者	1 級土木施工管理技士	人	人	
	2 級土木施工管理技士	人	人	
	1 級建設機械施工技士	人	人	
	2 級建設機械施工技士	人	人	
自社 作業員			配置できる人員数 人	
協力会 社作業 員			配置できる人員数 人	※社名等記載

注)・自社社員であることを証する書面の写し、又は協力会社・リース会社との協定、又は契約等の写しを添付してください。

## 3. 工事实績

工事名	最終請負金額	工期	CORINS 登録番号

注)・平成20年4月1日以降で、元請けとしての完成・引き渡し完了した海岸工事の施工実績とします。

- ・施工実績1件を記載してください。
- ・施工実績の工種は問いません。

土木様式－２（海岸） 参考

以下は、７（１）審査基準対象外ですが、参考までに下記建設機械を保有している場合は、記載願います。

１．建設機械保有台数

項目	規格	単位	数量			保有先住所・社名 (例：横浜市鶴見区鶴見中央2丁目)	備考
			自社	協会社	リース		
バックホウ	( )m <sup>3</sup>	台					0.45m <sup>3</sup> 以上
ダンプトラック	( )t	台					10t以上
移動式クレーン	( )t	台					4.9t以上
浚渫船	( )m <sup>3</sup>	台					種類

(案)  
災害時における海岸災害応急復旧業務に関する協定書  
(一般土木)

国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所長 嶋崎 明寛(以下「甲」という。)と、〇〇〇〇〇〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇〇〇〇 (以下「乙」という。)は、海岸の自然災害時の緊急活動が流域住民の被災軽減に極めて大きく寄与することに鑑み、地震、波浪等の異常な自然現象下で発生した災害(以下「災害」という。)における災害の拡大防止のための応急復旧業務(以下「業務」という。)の実施に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は京浜河川事務所が管理する施設等(以下「施設」という。)において発生した災害の応急復旧に関し、これに必要な建設機械、資材及び労力等(以下「建設資機材等」という。)について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と軽減について、その円滑な運営を期することを目的とする。

(協定の適用区分)

第2条 協定が適用される区分は、土木関係に関する応急復旧等とする。

(業務の実施区間)

第3条 業務の実施区間は、西湘海岸直轄工事区域とし、別紙に示すとおりとする。

(業務の実施体制)

第4条 甲は、当該施設の災害に係わる緊急活動が必要と認められるときには、被害状況に応じて書面または電話などの方法により乙に出動を要請するものとする。

2. 乙は、要請を受けた場合、直ちに施設の被災状況の把握と報告、並びに甲の指示により活動を実施するものとする。
3. 乙は、出動要請を受けた場合は、速やかに現場責任者を定めるものとする。

4. 乙は、災害発生時に甲が連絡体制、人員の確保の可否、建設資機材等の状況等の確認を実施した場合、速やかに調査し報告するものとする。

(業務の指示)

第5条 業務の指示は、甲又は第3条に定める区間を担当する事務所職員等(以下「職員等」という。)が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

(業務の完了)

第6条 乙又は第4条第3項で定めた現場責任者は、業務を完了したとき電話等の方法により直ちに職員等へその旨を報告するものとする。

(業務の実施報告)

第7条 乙は、業務が完了したときには、作業開始時刻、作業終了時刻及び使用した建設資機材等を速やかに職員等へ報告するものとする。

(契約の締結)

第8条 甲は、第4条第1項により乙に出動を要請したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。なお乙は随意契約の締結にあたり、法定外労働災害補償制度に加入しているものとする。

(連絡先の報告、提出)

- 第9条 乙は、予め災害に備え第4条第2項の業務に際し、甲へ連絡する人員を確保し、連絡先を甲へ書面により報告するものとする。
2. 乙は、前項で報告した内容に変更が生じたとき又は連絡先の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。
  3. 甲は、甲の災害時の連絡先について、予め書面により乙に通知するものとする。

(建設資機材等の報告、提出)

第10条 乙は、予め災害に備え第4条第2項の業務に際し使用可能な建設資機材等の数量を把握し、甲へ書面により報告するものとする。

2. 乙は、前項で報告した内容に著しい変更を生じたとき又は、建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。
3. 甲は、甲が保有する建設資機材等について、予め書面により乙に通知するものとする。

(建設資機材等の提供)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく災害にかかる緊急活動に関しそれぞれから要請があったときは、特別な理由がない限り相互に建設資機材等を提供するものとする。

(業務の特例)

第12条 乙は、甲が特に必要として第3条に規定する以外の区間に出動を要請したときは、原則としてこれに応ずるものとする。

(訓練等の参加)

第13条 乙は、甲が主催する訓練、講習会等に、甲からの要請があった場合は参加するものとする。なお、参加に伴う費用負担は乙が行うものとする。

(費用の請求)

第14条 乙は、業務完了後当該業務に要した費用を第8条により締結した契約に基づき甲に請求するものとする。

(費用の支払い)

第15条 甲は前条の規定による請求を受けたときは、その内容を精査し第8条により締結した契約に基づき費用を支払うものとする。

(被害の負担)

第16条 業務の実施にともない、甲乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、または、建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により報告しその処置について、甲乙協議し定めるものとする。

(有効期限)

第17条 この協定の有効期限は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(協定の解除)

第18条 甲は、乙が社会的信用を著しく傷つける行為があったとき又は協定を継続できない事象が発生したときには、この協定を解除することができるものとする。

2. 乙が申請し、甲が認めた場合は協定を解除することができるものとする。

(協議)

第19条 この協定に定めない事項または疑義を生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

(協定の効力)

第20条 乙が関東地方整備局長から、地方支分部局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日 建設省厚第91号）に基づく指名停止期間中はこの協定を適用しない。

ただし、予め局長の承認を受けた場合は、その限りではない。

2. 乙が関東地方整備局（港湾空港関係を除く）一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち、一般土木工事又は維持修繕工事のいずれかに登録されていない場合はこの協定を適用しない。

(雑則)

第21条 この協定の証として本書を二通作成し、甲乙記名捺印の上各自一通を保有する。

令和6年 月 日

甲 国土交通省 関東地方整備局  
京浜河川事務所長 嶋崎 明寛

乙 ○○○○○○○○  
代表取締役 ○○○○○○ 印

# 西湘海岸災害応急復旧実施

別紙

## 区間

